

旭川市中小企業従業員等永年勤続表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市中小企業振興基本条例（平成23年旭川市条例第29号）第17条の規定に基づき、中小企業の従業員その他の者に対する永年勤続の表彰を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号の全てに該当するものについて行う。

- (1) 同一事業所において勤続年数が30年、40年又は50年に達する者で市内の中小企業の振興に関し功績があったと認められる者
- (2) 他の従業員の模範となる者
- (3) 過去に本市で勤続年数を同じとする同趣旨の表彰を受けていない者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、事業主（事業主が法人の場合はその代表者）等が推薦したものの中から、市長がこれを行なう。

(表彰の時期)

第4条 表彰の時期は、時宜に応じ表彰することとする。

(表彰の取消し)

第5条 市長は、表彰を受けた者が表彰日において表彰の基準に該当しなかったことが判明したときは、表彰を取り消すことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。